

亀山市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

1 名称

中村自治会

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内の住民相互の連絡（回覧板の回付等）
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 不動産の維持管理及び運用（集会施設の維持管理等）
- (4) 区域住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸行事
- (5) 地域内の祭りごと等（地域的な共同活動を行う事）

3 区域

亀山市天神二丁目3番19号、4番28号、4番38号、6番10号、6番16号、6番20号、7番15号、7番16号、7番16号1、7番17号、7番20号、7番21号、8番11号、9番18号、10番9号、11番2号、11番2号1、11番3号、11番12号、11番12号1、12番28号、14番9号及び14番10号の区域とする。

4 主たる事務所

亀山市天神二丁目7番15号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

中根 光宣

亀山市天神二丁目11番12号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 2 8 年 3 月 2 4 日